

通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ & A

令和7年11月
国 税 庁

このQ & Aは、令和7年11月に行われた、通勤手当の非課税限度額の引上げに関する一般的な質問を取りまとめたものです。

（注）この資料は、令和7年11月19日現在の法令等に基づいて作成しています。

《目次》

- | | | |
|------|--|---|
| Q 1 | 通勤手当の非課税限度額の引上げについて、どのような改正が行われたのですか | 3 |
| Q 2 | 改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。 | 3 |
| Q 3 | 「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、どのような通勤手当のことをいうのですか。 | 4 |
| Q 4 | 令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。 | 4 |
| Q 5 | 令和7年3月10日に令和7年4月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。 | 4 |
| Q 6 | 令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していました。今回の改正を踏まえ、令和7年4月1日に遡って通勤手当を増額する給与規程の改訂を行い、令和7年4月10日に支給した通勤手当との差額を令和7年12月25日（給与規程の改訂で定められた支給日）に支給した場合、この差額支給分の通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。 | 4 |
| Q 7 | 令和7年3月10日に令和7年4月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していました。今回の改正を踏まえ、令和7年1月1日に遡って通勤手当を増額する給与規程の改訂を行い、令和7年3月10日に支給した通勤手当との差額を令和7年12月25日（給与規程の改訂で定められた支給日）に支給した場合、この差額支給分の通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。 | 5 |
| Q 8 | 未払いであった令和7年2月分の通勤手当（本来の支給日：3月10日）を令和7年4月10日に支給した場合、改正後の非課税限度額が適用されますか。 | 5 |
| Q 9 | 未払いであった令和7年8月分の通勤手当（本来の支給日：9月25日）を令和7年12月25日に支給した場合、改正後の非課税限度額を適用して源泉徴収すればよいのですか。 | 5 |
| Q 10 | 改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されるとのことですが、所得税法施行令の一部を改正する政令の施行日前（令和7年11月19日まで）に既に改正前の非課税限度額を適用して支給している「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」については、どうすればよいですか。 | 5 |
| Q 11 | 年末調整の際には新たに非課税となった金額とその計算根拠を源泉徴収簿の余白に記載すると聞きましたが、当社の使用している給与計算ソフトではそのような記載ができません。どうすればよいですか。 | 5 |

- Q12 改正前の非課税限度額の範囲内で通勤手当を支給していましたが、今回の改正を踏まえ、令和7年4月1日に遡って改正後の非課税限度額との差額を通勤手当の追加支給として支払った場合、年末調整の際の精算は必要ですか。..... 6
- Q13 年の中途（令和7年6月30日）に従業員が死亡したため、その死亡日までの給与等について年末調整を行っていましたが、この場合はどのように取り扱うのですか。..... 6
- Q14 年の中途（令和7年6月30日）に従業員が海外勤務となり非居住者となりました。このため、その出国の時までに年末調整を行っていましたが、この場合はどのように取り扱うのですか。 6
- Q15 給与所得の源泉徴収票はどのように記載すればよいですか。..... 6
- Q16 年の中途に退職した従業員に対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付していますが、通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことにより、何か対応しなければならないことはありますか。..... 6

Q 1 通勤手当の非課税限度額の引上げについて、どのような改正が行われたのですか。

A 1 令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正後の 1 か月当たりの非課税限度額は次のとおりです。

【改正後の 1 か月当たりの非課税限度額】

区 分		課 税 さ れ な い 金 額	
		改 正 後 (令和 7 年 4 月 1 日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満である場合	4,200 円	同 左
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左

Q 2 改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。

A 2 Q 1 の改正は、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、改正後の非課税限度額は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

Q 3 「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」とは、どのような通勤手当のことをいうのですか。

A 3 「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和 7 年 4 月 1 日以後のものをいいます。

イ 契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

ロ 給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和 7 年 4 月 1 日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

Q 4 令和 7 年 4 月 10 日に令和 7 年 3 月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A 4 お尋ねの通勤手当については、令和 7 年 4 月 10 日が支給日であり、「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますので、改正後の非課税限度額が適用されます。

Q 5 令和 7 年 3 月 10 日に令和 7 年 4 月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A 5 お尋ねの通勤手当については、令和 7 年 3 月 10 日が支給日であり、「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」には該当しませんので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

Q 6 令和 7 年 4 月 10 日に令和 7 年 3 月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していました。今回の改正を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日に遡って通勤手当を増額する給与規程の改訂を行い、令和 7 年 4 月 10 日に支給した通勤手当との差額を令和 7 年 12 月 25 日（給与規程の改訂で定められた支給日）に支給した場合、この差額支給分の通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A 6 お尋ねの通勤手当については、給与規程の改訂で定められた支給日が令和 7 年 12 月 25 日であるため「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」に該当し、また、支給する差額は令和 7 年 4 月 10 日が支給日である通勤手当（令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当）の差額として追加支給するものですので、改正後の非課税限度額が適用されます。

Q 7 令和 7 年 3 月 10 日に令和 7 年 4 月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していました。今回の改正を踏まえ、令和 7 年 1 月 1 日に遡って通勤手当を増額する給与規程の改訂を行い、令和 7 年 3 月 10 日に支給した通勤手当との差額を令和 7 年 12 月 25 日（給与規程の改訂で定められた支給日）に支給した場合、この差額支給分の通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A 7 お尋ねの通勤手当については、給与規程の改訂で定められた支給日が令和 7 年 12 月 25 日であるため「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますが、支給する差額は令和 7 年 3 月 10 日が支給日である通勤手当（令和 7 年 4 月 1 日前に支払われるべき通勤手当）の差額として追加支給するものですので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

Q 8 未払いであった令和 7 年 2 月分の通勤手当（本来の支給日：3 月 10 日）を令和 7 年 4 月 10 日に支給した場合、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A 8 お尋ねの通勤手当については、本来の支給日が令和 7 年 3 月 10 日であるため、「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」には該当しませんので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

Q 9 未払いであった令和 7 年 8 月分の通勤手当（本来の支給日：9 月 25 日）を令和 7 年 12 月 25 日に支給した場合、改正後の非課税限度額を適用して源泉徴収すればよいのですか。

A 9 お尋ねの場合には、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当を令和 7 年 11 月 20 日以後に支給することになりますので、改正後の非課税限度額を適用して源泉徴収することになります。

Q10 改正後の非課税限度額は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されることがありますが、所得税法施行令の一部を改正する政令の施行日前（令和 7 年 11 月 19 日まで）に既に改正前の非課税限度額を適用して支給している「令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」については、どうすればよいですか。

A10 令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当で、令和 7 年 11 月 19 日までに支払われたものについては、遡って税額の再計算を行う必要はなく、本年の年末調整の際に、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納付となる税額を精算することになります。

具体的な精算の手続については、リーフレット「[通勤手当の非課税限度額の引上げについて](#)」をご確認ください。

Q11 年末調整の際には新たに非課税となった金額とその計算根拠を源泉徴収簿の余白に記載すると聞きましたが、当社の使用している給与計算ソフトではそのような記載ができません。どうすればよいですか。

A11 正しく年調年税額が算出されているのであれば、新たに非課税となった金額やその計算根拠の記載を省略しても差し支えありません。

Q12 改正前の非課税限度額の範囲内で通勤手当を支給していましたが、今回の改正を踏まえ、令和7年4月1日に遡って改正後の非課税限度額との差額を通勤手当の追加支給として支払った場合、年末調整の際の精算は必要ですか。

A12 既に支払われた通勤手当と追加支給される通勤手当との合計額が改正後の非課税限度額内であれば、その全額が非課税となりますので、年末調整の際の精算など特段の手続は不要です。

Q13 年の中途（令和7年6月30日）に従業員が死亡したため、その死亡日までの給与等について年末調整を行っていましたが、この場合はどのように取り扱うのですか。

A13 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である場合には精算の手続は不要ですが、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には改正後の非課税限度額により年末調整の再計算を行うことになります。

Q14 年の中途（令和7年6月30日）に従業員が海外勤務となり非居住者となりました。このため、その出国の時までに年末調整を行っていましたが、この場合はどのように取り扱うのですか。

A14 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である場合には精算の手続は不要ですが、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には改正後の非課税限度額により年末調整の再計算を行うことになります。

Q15 給与所得の源泉徴収票はどのように記載すればよいですか。

A15 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入してください。

Q16 年の中途に退職した従業員に対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付していますが、通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことにより、何か対応しなければならないことはありますか。

A16 年の中途に退職した人などに対し支払っていた通勤手当が、改正前の非課税限度額以下である場合には、特段の対応は不要ですが、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合で、改正後の非課税限度額を適用することで新たに非課税となった部分の金額があるときは、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付してください。